

# 公益財団法人大谷地域整備公社の概要

## 設立の目的

大谷石産業は、本県の代表的な地場産業であるが、そのほとんどが坑内掘りという他に類例見ない採取方法である。そのため、これまでに、坑内における落盤や崩壊、地表にも影響を与える陥没など、さまざまな事故が発生していた。

このような状況のなか、平成元年に発生した坂本地区の大陥没事故を契機として、採取場跡地の安全対策を総合的に推進し、地域の発展に寄与するため、大谷地域整備公社が設立された。

当公社は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 採取場跡地における振動発生等を監視するための観測システムの管理運営
- 2 採石業者等が行う採取場跡地等の安全対策事業に対する債務保証
- 3 採取場跡地の実態調査
- 4 採取場跡地の安全対策に関する調査研究及び技術的な指導助言
- 5 その他公社の目的達成に必要な事業

## 公社の構成等

- 1 設立年月日 平成 2 年 3 月 26 日（財団法人）  
平成 24 年 4 月 1 日（公益財団法人に移行）
- 2 設立参加者 栃木県、宇都宮市、大谷石材協同組合
- 3 基本財産 5 千万円（県 3 千万円、市 1 千 5 百万円、組合 5 百万円）
- 4 基金 大谷石採取場跡地安全基金 20 億円  
〔県 15 億円（うち 7.5 億円は国庫補助）、市 5 億円〕  
対象事業：観測システムの管理運営及び債務保証
- 5 職員数 3 名（県退職者 2 名、市退職者 1 名）
- 6 事務所 宇都宮市桜 4 丁目 2 番 2 号（県立美術館普及分館 1 階）

## 事業の概要

- 1 観測システムの管理運営  
地域住民の安全を確保するため、採取場跡地を中心に地震計を設置し、地下変動等のデータ収集、解析などを行う観測システムの管理運営を行う。
- 2 採取場跡地の安全対策事業に対する債務保証  
採石業者等が行う、採取場跡地等の処理技術の開発・安全対策等に要する資金の借入れにかかる債務保証を行い、適正な処理対策を推進する。
  - ・ 保証限度 5,000 万円以内
  - ・ 保証期間 10 年以内
  - ・ 担保 無担保(連帯保証人がいる場合)
- 3 調査研究等  
採取場跡地等の現状を把握するための調査等を実施するとともに、採取場跡地の処理対策に関する技術的な指導助言並びに安全対策に関する調査研究、その他必要な事業を実施する。